

坂東市第 3 次耐震改修促進計画

令和 4 年 3 月



坂 東 市

目 次

1	計画のあらまし	
(1)	計画の目的	1
(2)	計画の役割	1
(3)	計画期間	1
(4)	対象区域	1
(5)	対象建築物等	2
2	対象建築物の耐震化率等の目標（法第6条第2項第1号関係）	
(1)	坂東市の現状	3
(2)	坂東市の目標	4
3	対象建築物の耐震化率の向上等を図るための施策（法第6条第2項第2号関係）	
(1)	住宅の耐震化率の向上を図るための施策	5
(2)	特定建築物の耐震化率の向上を図るための施策	5
(3)	通学路危険ブロック塀等の撤去の推進を図るための施策	6
4	啓発及び知識の普及（法第6条第2項第3号関係）	7
5	所管行政庁との連携（法第6条第2項第4号関係）	7
6	その他必要な事項（法第6条第2項第5号関係）	7
7	参考資料	8

1 計画のあらまし

(1) 計画の目的

本計画は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、坂東市の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の計画的な促進を図るために必要な事項を定め、もって地震による被害からの市民の生命、身体及び財産の保護に資することを目的とします。

(2) 計画の役割

本計画の役割は、国、茨城県及び坂東市の定める基本方針、上位計画等に即しつつ、坂東市の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の現状を踏まえて法第6条第2項各号に掲げる事項を簡潔かつ明瞭に定め、坂東市の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の計画的な促進の在り方を明らかにすることです。

また、本計画に位置付けられた施策は国庫補助金等の対象となり得ることから、本計画は、個々の施策を体系的に遂行するための事業プログラムとしての性格を併せ持つものといえます。

(3) 計画期間

本計画の計画期間は、令和4年度から令和7年度までとします。ただし、本計画の事業プログラムとしての性格上、国及び茨城県における政策の動向並びに坂東市の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の状況の変化その他の状況の変化に注視しつつ、適時・適切な見直しを行うこととします。

(4) 対象区域

本計画の対象区域は、坂東市全域とします。

(5) 対象建築物等

本計画の対象建築物は、国の定める「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」（平成18年国土交通省告示第184号。以下「国の基本方針」という。）及び茨城県の定める「茨城県耐震改修促進計画」（令和4年3月）に基づき、次の建築物を対象とします。

1) 住宅

戸建て及び共同住宅等

2) 特定建築物

法第14条に示される建築物で以下に示す建築物のうち、政令で定める規模以上のもの

- ① 多数の者が利用する建築物（学校、体育館、病院等）【法第14条第1号】
- ② 危険物（火薬類、石油類等）の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物【法第14条第2号】
- ③ 地震によって倒壊した場合において、その敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがある建築物【法第14条第3号】

3) 市有建築物

庁舎や学校など市所有の建築物

なお、茨城県が所有する建築物は、茨城県耐震改修促進計画において耐震化の進捗管理が図られており、既に耐震化が完了していることから、対象建築物から除外します。

また、平成30年6月に発生した大阪北部地震では、耐震性に問題のあるブロック塀等が倒壊し、児童を始めとする尊い人命が失われました。一方、坂東市の区域内では、ブロック塀や組積造塀等が多数存在しています。

このような事実に鑑み、本計画においては、危険ブロック塀等の撤去の推進を図るための施策を位置付けることとします。

2 対象建築物の耐震化率等の目標（法第6条第2項第1号関係）

（１）坂東市の現状

坂東市の区域内の住宅及び特定建築物の耐震化率（住宅又は特定建築物の総数に占める耐震性が確認されたものの割合。以下同じ。）の現状は、下表のとおりです。

建築物の種別	第1次計画策定時 (平成22年6月)		現 状 (令和3年1月)		県内市町村平均値 (平成30年)
	棟 数	耐震化率	棟 数	耐震化率	耐震化率
住 宅	16,410	65.2 %	17,720	77.0 %	約 76 %
木造の住宅	14,590	61.5 %	16,560	75.7 %	約 72 %
木造以外の住宅	1,820	94.5 %	1,160	95.7 %	約 89 %
特定建築物【法14条1号】	99	73.7 %	58	93.1 %	約 87 %
民間特定建築物	53	73.6 %	14	78.6 %	約 81 %
市有特定建築物	46	73.9 %	44	97.7 %	約 95 %
学校	34	76.5 %	31	100.0 %	約 97 %
病院・診療所	0	— %	0	— %	約 57 %
社会福祉施設	0	— %	0	— %	約 93 %
賃貸共同住宅	6	100.0 %	7	100.0 %	約 99 %
事務所	1	0.0 %	1	100.0 %	約 82 %
その他	5	40.0 %	5	93.3 %	約 84 %
劇場・集会場	1	100.0 %	1	100.0 %	約 80 %
ホテル・旅館	0	— %	0	— %	約 66 %
体育館	2	0 %	2	100.0 %	約 81 %
店舗	0	— %	0	— %	100.0 %
その他	2	50%	2	50.0 %	約 90 %
危険物の用途に供する建築物 【法第14条2号】	99	94.9%	115	96.5 %	
地震発生時に円滑な避難を困難 とするおそれがある建築物 【法第14条3号】	99	78.8%	96	81.3 %	
〈備 考〉 1 住宅の棟数及び耐震化率は、国が5年ごとに行う「住宅・土地統計調査」に基づき推計しています。					

本計画の第1次計画である坂東市耐震改修促進計画の策定時（平成22年6月）から、第2次計画（平成28年3月）を経て、住宅及び特定建築物の耐震化率はそれぞれ大幅に向上しました。特に、市有特定建築物の耐震化率については、各施設管理者の取組の結果、97.7%となっています。また、住宅の耐震化率についても、77.0%と向上しています。

しかしながら、いずれも国の基本方針及び茨城県耐震改修促進計画（令和4年3月）に掲げられた数値目標『95%』並びに県内市町村平均値には依然として満たない部分もあることから、引き続き耐震化率の向上を図るための施策を実施していく必要があります。

一方、平成30年6月の大阪北部地震発生直後、坂東市が令和2年度実施した緊急点検では、計1,477か所の通学路危険ブロック塀等の存在が報告されており、通学路危険ブロック塀等の撤去についても、早急な対策が求められています。坂東市では、令和3年度に坂東市危険ブロック塀等撤去支援補助金交付要綱（令和3年坂東市告示第130号）を制定し、倒壊を未然に防ぎ地域の安全向上を図っています。

（2）坂東市の目標

坂東市の区域内の住宅及び特定建築物の耐震化率の数値目標は、国の基本方針及び茨城県耐震改修促進計画に基づき、次のとおりとします。

建築物の種別	令和7年度末時点の数値目標
住 宅	95%（国の基本方針及び茨城県耐震改修促進計画において95%を超える数値目標が定められたときは、その数値）
特定建築物	95%（国の基本方針及び茨城県耐震改修促進計画において95%を超える数値目標が定められたときは、その数値）

一方、危険ブロック塀等の撤去の推進については、令和3年度が5件、令和4年度が30件と、施策展開のペースを上げつつ、柔軟な対策を講ずることとします。

3 対象建築物の耐震化率の向上等を図るための施策（法第6条第2項第2号関係）

（1）住宅の耐震化率の向上を図るための施策

住宅の耐震化率については、77.0%と向上しています。今後、住宅の自発的な建て替えの進展と人口の減少による空き家の増加に伴って、相対的に、現に人が居住している住宅の耐震化率が向上していくことが予測されます。

したがって、住宅の耐震化率の向上を図るための施策については、従来の施策（次に掲げる施策）の実施を継続しつつ、空き家の対策との一体的な施策展開の可能性を検討します。

① 茨城県木造住宅耐震診断士の紹介業務

茨城県知事の認定を受けた茨城県木造住宅耐震診断士の認定者名簿を主管課の窓口で希望者に配布します。なお、認定者との連絡調整、契約交渉等は全て希望者が行うこととします。

② 地震ハザードマップ「揺れやすさマップ」の配布業務

坂東市が平成31年3月に作成した地震ハザードマップ「揺れやすさマップ」を坂東市の公式ホームページ上で公開するとともに、主管課の窓口で希望者に配布します。

（2）特定建築物の耐震化率の向上を図るための施策

特定建築物の耐震化率の向上を図るためには、市有特定建築物を所有する坂東市が率先してさらなる耐震化率の向上に取り組んでいく必要があります。

そこで、本計画においては、市有特定建築物のうち耐震性に問題のある施設（次に掲げる施設）における耐震性の確保又は施設の解体・除却を含む危険性の除去の方策について、今後の取組を明らかにします。

① 坂東消防署

坂東消防署の施設は、老朽化が著しく耐震性に問題があり移設を検討しております。

したがって、坂東消防署の施設における耐震性の確保又は施設の解体・除却を含む危険性の除去については、他の公共建築物の再編・統合と併せて、令和7年度末までに完了させることを目指し、定期的な状況の把握に努めつつ、施設管理者に対する働きかけを強化します。

（３）危険ブロック塀等の撤去の推進を図るための施策

国が行う社会資本整備総合交付金（住宅・建築物安全ストック形成事業）を活用して令和３年度に創設した坂東市危険ブロック塀等撤去支援補助金交付要綱により、坂東市教育委員会と連携して危険ブロック塀等の撤去を推進します。

4 啓発及び知識の普及（法第6条第2項第3号関係）

建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及については、従来から坂東市の公式ホームページ上で啓発活動を行うとともに、3（1）①②の施策を通して知識の普及を行ってきたところです。

今後は、3（3）の施策の内容（坂東市危険ブロック塀等撤去支援補助金）を坂東市の広報誌及び公式ホームページによって周知するとともに、リーフレットの全戸配布及び主管課の窓口への備付けを行います。

5 所管行政庁との連携（法第6条第2項第4号関係）

所管行政庁である茨城県が建築基準法（昭和25年法律第201号）第10条第1項から第3項までの規定による勧告又は命令その他建築物の地震に対する安全性を確保し、又はその向上を図るための措置を講じようとするときは、その要請に応じて、当該措置が円滑に講じられるよう積極的に支援します。

6 その他必要な事項（法第6条第2項第5号関係）

沿道においてブロック塀、組積造塀等の安全性を確保することが必要な避難路として、通学路及び坂東市地域防災計画で定める指定避難所を中心としたおおむね半径4キロメートルの区域にある道路を指定します（ただし、建築基準法上の道路とならない私道を除く。）。

なお、この場合における避難路（通学路）は、法第6条第3項に規定する道路として指定するものではありません。

7 参考資料

(1) 茨城県木造住宅耐震診断士制度

茨城県木造住宅耐震診断士認定者の属する建築士事務所一覧（坂東市の区域内に存するものに限る。） 別紙1 9

(2) 坂東市危険ブロック塀等撤去支援補助金 別紙2 10

(3) 坂東市耐震改修促進に関する補助制度について 別紙3 12

(4) 茨城県の過去の地震災害による被害状況 別紙4 13

(5) 坂東市に被害をもたらす可能性のある想定地震とのその概要 別紙5 14

(6) 特定建築物等一覧 別紙6 15

(7) 緊急輸送道路一覧（抜粋） 別紙7 16

別紙 1

茨城県木造住宅耐震診断士認定者の属する建築士事務所一覧
(坂東市の区域内に存するものに限る。)

認定 時期	建築士事務所の名称	認定 者数	事務所の所在地	事務所 TEL	事務所 登録番号
H28. 10	森建築設計事務所	1 名	坂東市駒踰	0297-34-3452	B-4293
H29. 12	関口設計室	1 名	坂東市大口新田	0297-39-2070	B-4980
H29. 12	秋葉謙介建築設計事務所	1 名	坂東市神田山	0297-36-3381	A-2544
H30. 05	工房キムラ	1 名	坂東市内野山	080-8919-7071	A-3886
H30. 12	名越建築設計事務所	1 名	坂東市神田山	0297-39-2386	A-0694
R03. 12	大久保建築事務所	1 名	坂東市下出島	0297-35-5640	A-0555
R03. 12	岩井ハウジング一級建築 設計事務所	1 名	坂東市弓田	0297-35-8260	A-3135

※1 この表は、令和3年1月17日現在のものです。

※2 茨城県木造住宅耐震診断士認定者名簿は、茨城県の公式ウェブサイトで公開されています。

危険ブロック塀等撤去支援補助金 受付開始



市では、地震災害時におけるブロック塀等の倒壊被害防止を目的とした、「坂東市危険ブロック塀等撤去支援補助金」の受付を開始します。

昨年度に実施した専門家による通学路などに面したブロック塀等の安全点検により、危険が確認されたブロック塀等の撤去工事費の一部を補助します。

対 象 ・構造がコンクリートブロック造または組積造（石積、レンガなど）のもの
・通学路などに面するもの
・道路面からの高さが、原則として1 mを超えるもの
・上記のほか、「坂東市危険ブロック塀等撤去支援補助金交付要綱」による対象項目がありますので、要綱をご確認いただくか、お問い合わせください。

補 助 額 危険ブロック塀等の撤去工事に要する費用の3分の2（上限10万円）

実施予定件数 5件（先着順）

申 込 期 間 7月26日（月）～11月30日（火）（土曜・日曜・祝日を除く）

申 込 方 法 申請用紙に必要事項を記入のうえ、関係書類を添えて都市整備課窓口でお申し込みください。申請用紙は、都市整備課にあります。市ホームページからもダウンロードできます。

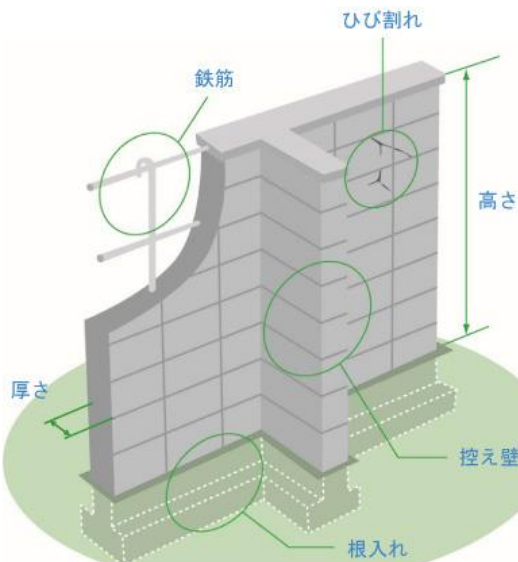
地震に備えてブロック塀や組積造塀等の安全点検を

市内でも、ブロック塀や組積造塀等は、皆さんのまわりにたくさん設けられています。

これらの塀の中には、見かけはしっかりしているようでも肝心の鉄筋が正しく入っていないものや、塀の強度を保つための控え壁（ひかえかべ）が設けられていないものなど、耐震性に欠けているものがあります。既存の塀については安全点検を行い、倒壊を未然に防ぎ、地域の安全向上を図りましょう。また、ブロック塀や組積造塀等をつくる際は、正しい基準で設置しましょう。

■お問合せ 都市整備課 ☎ 0 2 9 7 （ 2 1 ） 2 1 9 7

ブロック塀等の点検のチェックポイント



ブロック塀について、以下の項目を点検し、ひとつでも不適合があれば危険なので改善しましょう。
まず外観で1～5をチェックし、ひとつでも不適合がある場合や分からないことがあれば、専門家に相談しましょう。

- ☐ 1. 塀は高すぎないか
・ 塀の高さは地盤から2.2m以下か。
- ☐ 2. 塀の厚さは十分か
・ 塀の厚さは10cm以上か。（塀の高さが2m超2.2m以下の場合は15cm以上）
- ☐ 3. 控え壁はあるか。（塀の高さが1.2m超の場合）
・ 塀の長さ3.4m以下ごとに、塀の高さの1/5以上突出した控え壁があるか。
- ☐ 4. 基礎があるか
・ コンクリートの基礎があるか。
- ☐ 5. 塀は健全か
・ 塀に傾き、ひび割れはないか。

<専門家に相談しましょう>

- ☐ 6. 塀に鉄筋が入っているか
・ 塀の中に直径9mm以上の鉄筋が、縦横とも80cm間隔以下で配筋されており、縦筋は壁頂部および基礎の横筋に、横筋は縦筋にそれぞれかぎ掛けされているか。
・ 基礎の根入れ深さは30cm以上か。（塀の高さが1.2m超の場合）

組積造（れんが造、石造、鉄筋のないブロック造）の塀の場合

- ☐ 1. 塀の高さは地盤から1.2m以下か。
- ☐ 2. 塀の厚さは十分か。
- ☐ 3. 塀の長さ4m以下ごとに、塀の厚さの1.5倍以上突出した控え壁があるか。
- ☐ 4. 基礎があるか。
- ☐ 5. 塀に傾き、ひび割れはないか。
- ☐ 6. 基礎の根入れ深さは20cm以上か。

※パンフレット「地震からわが家を守ろう」
日本建築防災協会 2013. 1 をもとに
国土交通省において一部変更

出典：国土交通省ホームページ「ブロック塀等の安全対策について」より

別紙3 参考資料（令和3年度）

坂東市 耐震改修促進に関する補助制度について

坂東市耐震改修促進計画（平成28年3月策定）に基づき、坂東市内における住宅の耐震化促進や避難路等の安全の確保のため、木造住宅の耐震診断や耐震改修、危険ブロック塀等の撤去に対する補助制度を創設し、募集します。

補助制度一覧

		木造住宅 耐震診断士 派遣事業	戸建て木造住宅 耐震改修等工事 補助金（総合支援メ ニュー）	危険ブロック塀等 撤去支援補助金
		対象の木造住宅に市が耐震診断士を派遣し、耐震診断を行う。	木造住宅耐震診断により耐震性が不十分と診断された建物について、同一年度内に耐震改修設計と耐震改修工事を行った際にかかる改修工事の費用を補助します。	通学路等に面する倒壊のおそれのある危険ブロック塀を撤去するものに撤去費の支援補助を行う。
対象者		戸建て木造住宅の所有者	居住している戸建て木造住宅の所有者（居住予定者含む）	危険ブロック塀等の所有者等
受付件数/ 受付期間 （令和3年度）		3名/ 7月12日～9月30日	1名/ 8月中旬～11月末	5名/ 7月26日～11月30日
主 な 要 件	建築年月日	昭和56年5月31日以前に着工したもの	昭和56年5月31日以前に着工したもの	—
	階数	2階以下	2階以下	—
	床面積	30㎡以上	30㎡以上	—
	その他		耐震診断により基準を満たしていないと判定された木造住宅	通学路等に面する道路面からの高さが、原則1m以上の基準に適合しないブロック塀等
施工業者		茨城県建築士会から派遣される耐震診断士	市内業者又は茨城県木造住宅耐震診断士養成講習会受講者名簿に登録されている事業者	市内に本店、支店若しくは営業所を有する者
算出方法		—	耐震改修工事費×4/5	撤去費×2/3
交付限度額		—	100万円	10万円

※詳しくは坂東市都市整備課 0297-21-2197（直通）までお問合せください。

別紙 4

茨城県の過去の地震災害による被害状況

日本歴	震源地	マグニ チュー ド	県内 最大 震度	茨城県の被害状況
昭和 47. 2. 29	八丈島東方沖	7. 0	4	常磐線の鉄橋橋げたに亀裂
昭和 49. 8. 4	茨城県南部	5. 8	4	死者 1、負傷者 1 瓦の落下十数件／震央付 近 昭和 53(1978)年 6 月 12 日 宮城県沖 7. 4 4 墓石落下など
昭和 57. 7. 23	茨城県沖	7. 0	4	住家屋根・壁の一部破損 窓ガラス破損
昭和 58. 2. 27	茨城県南部	6. 0	4	ガス管破損 9、水道管破損 7 壁の亀裂・剥 落等 昭和 62(1987)年 12 月 17 日 千葉 県東方沖 6. 7 4 負傷者 4、住家一部破損 1, 259
平成 2. 5. 3	茨城県北部	5. 4	4	負傷者 2、文教施設被害、鉄道不通
平成 5. 5. 21	茨城県南部	5. 4	3	住家被害 57、鉄道不通
平成 7. 1. 7	茨城県南部	5. 4	4	断水 250、窓ガラス破損 2、鉄道不通
平成 12. 7. 21	茨城県沖	6. 4	5 弱	断水 26、瓦の落下及び破損 各 1
平成 14. 2. 12	茨城県沖	5. 7	5 弱	負傷者 1、文教施設被害 12
平成 14. 6. 14	茨城県南部	5. 1	4	負傷者 1、ブロック塀破損 4 建物被害 8、 塀倒壊 5 平成 17(2005)年 2 月 16 日 茨 城県南部 5. 3 5 弱 負傷者 7、ブロック塀 倒壊 1
平成 20. 5. 8	茨城県沖	7. 0	5 弱	負傷者 1、住家一部破損 7 工場でガス漏れ
平成 23. 3. 11	三陸沖 他 (東北地方太平洋沖 地震)※東日本大震災	9. 0	6 強	死者 66、行方不明 1、負傷者 714 住家全 壊 2, 634、住家半壊 24, 995 住家一部破損 191, 490 住家床上浸水 75、住家床下浸水 624 平成 23(2011)年 4 月 11 日 福島県 浜通り 7. 0 6 弱 負傷者 4
平成 23. 4. 16	茨城県南部	5. 9	5 強	負傷者 2
平成 23. 7. 31	福島県沖	6. 5	5 弱	負傷者 5
平成 24. 12. 7	三陸沖	7. 3	5 弱	負傷者 2 非住家被害 3
平成 28. 11. 22	福島県沖	7. 4	5 弱	住家一部破損 2
平成 28. 12. 28	茨城県北部	6. 3	6 弱	負傷者 2 住家半壊 1、住家一部破損 25
平成 29. 8. 2	茨城県北部	5. 5	4	負傷者 2
令和 3. 2. 13	福島県沖	7. 3	5 弱	負傷者 3

出典：水戸地方気象台「茨城県の地震災害の記録」(2021 年 2 月現在)

別紙5 坂東市地域防災計画（平成30年2月改訂）より

坂東市に被害をもたらす可能性のある想定地震とその概要

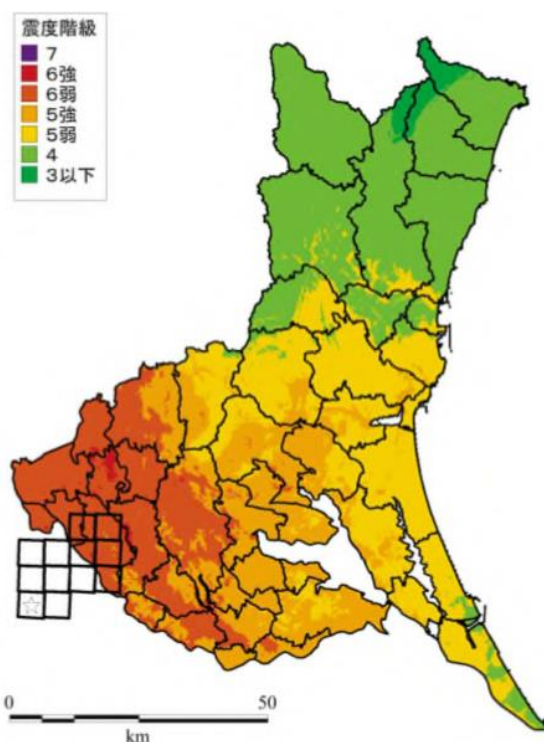
No	地震名	地震規模	想定の観点	参考モデル
1	茨城県南部の地震 (茨城県南部)	7.3	首都直下の M7 クラス の茨城県南部地域に影響のある地震の被害	内閣府（2013）
2	茨城・埼玉県境の地震 (茨城・埼玉県境)	7.3		
3	F1断層，北方陸域の断層，塩ノ平地震断層の連動による地震（F1断層）	7.1	県北部の活断層による地震の被害	原子力規制委員会 審査会合資料など
4	棚倉破砕帯東縁断層，同西縁断層の連動による地震（棚倉破砕帯）	7.0		
5	太平洋プレート内の地震（北部） (太平洋プレート（北部）)	7.5	プレート内で発生する地震の被害	地震調査委員会長期評価部会での議論
6	太平洋プレート内の地震（南部） (太平洋プレート（南部）)	7.5		
7	茨城県沖から房総半島沖にかけての地震 (茨城県沖～房総半島沖)	8.4	津波による被害	茨城県（2012）

出典：茨城県「茨城県地震被害想定」（平成30年12月）

このうち、本市において最も大きな被害が想定されるのは、「茨城・埼玉県境の地震」である。

■茨城・埼玉県境の地震の地表震度分布

【想定震度】 坂東市 6強



別紙6

特定建築物等一覧

用 途		特定既存耐震不適格建築物（法第 14 条）		
		指導・助言対象 （法第 15 条第 1 項）	指示対象 （法第 15 条第 2 項）	耐震診断義務付け対象 （法附則第 3 条）
学 校	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校	階数 2 以上かつ 1,000 m ² 以上 ※屋内運動場の面積を含む	階数 2 以上かつ 1,500 m ² 以上 ※屋内運動場の面積を含む	階数 2 以上かつ 3,000 m ² 以上 ※屋内運動場の面積を含む
	上記以外の学校	階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上		
体育館（一般公共の用に供されるもの）		階数 1 以上かつ 1,000 m ² 以上	階数 1 以上かつ 2,000 m ² 以上	階数 1 以上かつ 5,000 m ² 以上
ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設		階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上	階数 3 以上かつ 2,000 m ² 以上	階数 3 以上かつ 5,000 m ² 以上
病院、診療所		階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上	階数 3 以上かつ 2,000 m ² 以上	階数 3 以上かつ 5,000 m ² 以上
劇場、観覧場、映画館、演芸場		階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上	階数 3 以上かつ 2,000 m ² 以上	階数 3 以上かつ 5,000 m ² 以上
集会場、公会堂		階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上	階数 3 以上かつ 2,000 m ² 以上	階数 3 以上かつ 5,000 m ² 以上
展示場		階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上	階数 3 以上かつ 2,000 m ² 以上	階数 3 以上かつ 5,000 m ² 以上
卸売市場		階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上		
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗		階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上	階数 3 以上かつ 2,000 m ² 以上	階数 3 以上かつ 5,000 m ² 以上
ホテル、旅館		階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上	階数 3 以上かつ 2,000 m ² 以上	階数 3 以上かつ 5,000 m ² 以上
賃貸住宅（共同住居に限る。）、寄宿舎、下宿		階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上		
事務所		階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上		
老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの		階数 2 以上かつ 1,000 m ² 以上	階数 2 以上かつ 2,000 m ² 以上	階数 2 以上かつ 5,000 m ² 以上
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの		階数 2 以上かつ 1,000 m ² 以上	階数 2 以上かつ 2,000 m ² 以上	階数 2 以上かつ 5,000 m ² 以上
幼稚園、保育所		階数 2 以上かつ 500 m ² 以上	階数 2 以上かつ 750 m ² 以上	階数 2 以上かつ 1,500 m ² 以上
博物館、美術館、図書館		階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上	階数 3 以上かつ 2,000 m ² 以上	階数 3 以上かつ 5,000 m ² 以上
遊技場		階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上	階数 3 以上かつ 2,000 m ² 以上	階数 3 以上かつ 5,000 m ² 以上
公衆浴場		階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上	階数 3 以上かつ 2,000 m ² 以上	階数 3 以上かつ 5,000 m ² 以上
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの		階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上	階数 3 以上かつ 2,000 m ² 以上	階数 3 以上かつ 5,000 m ² 以上
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗		階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上	階数 3 以上かつ 2,000 m ² 以上	階数 3 以上かつ 5,000 m ² 以上
工場（危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く。）		階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上		
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの		階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上	階数 3 以上かつ 2,000 m ² 以上	階数 3 以上かつ 5,000 m ² 以上
自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設		階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上	階数 3 以上かつ 2,000 m ² 以上	階数 3 以上かつ 5,000 m ² 以上
保健所、税務署その他これに類する公益上必要な建築物		階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上	階数 3 以上かつ 2,000 m ² 以上	階数 3 以上かつ 5,000 m ² 以上
危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物		政令で定める数量以上の危険物を貯蔵、処理する全ての建築物	500 m ² 以上	階数 1 以上かつ 5,000 m ² 以上 （敷地境界線から一定距離以内に存する建築物に限る）
避難路沿道建築物		耐震改修促進計画で指定する避難路の沿道建築物であって、前面道路幅員の 1/2 超の高さの建築物（道路幅員が 12m 以下の場合は 6m 超）		耐震改修促進計画で指定する重要な避難路の沿道建築物であって、前面道路幅員の 1/2 超の高さの建築物（道路幅員が 12m 以下の場合は 6m 超）
防災拠点である建築物				耐震改修促進計画で指定する大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な、病院、官公署、災害応急対策に必要な施設等の建築物

別紙 7

緊急輸送道路一覧（抜粋） ※出典：茨城県地域防災計画（令和3年3月）

■ 第1次緊急輸送道路

路線 番号	路 線 名	起 点 側	終 点 側
（一般国道自動車専用道路）			
468	首都圏中央連絡自動車道	猿島郡五霞町県境(埼玉県) から (つくば市 (つくば中央 I C) から)	稲敷市県境 (千葉県) まで
354	国道 354 号	古河市県境 (埼玉県) から	土浦市中 国道 6 号 (中村陸橋下交差点) まで

■ 第2次緊急輸送道路

路線 番号	路 線 名	起 点 側	終 点 側
（一般国道）			
354	国道 354 号 (国道 354 号バイパス供用開始から)	坂東市上出島 国道 355 号分岐から	坂東市辺田 結城坂東線 (辺田交差点) まで
（主要地方道）			
20	結城坂東線	結城郡八千代町菅谷 国道 125 号 (菅谷十 字路交差点) から	坂東市岩井 国道 354 号 (岩井交番前交差点) まで
	〃	坂東市辺田 国道 354 号 (辺田交差点) から	坂東市矢作 主要地方道つくば野田線 (矢作交差点) まで
135	猿島常総線	坂東市逆井 一般県道若境線 (前原交差点) から	坂東市沓掛 主要地方道結城坂東線 (沓掛交差点) まで
137	若境線	坂東市逆井 一般県道猿島常総線 (前原交差点) から	猿島郡境町 主要地方道結城野田線交差 まで

■ 第3次緊急輸送道路

路線 番号	路 線 名	起 点 側	終 点 側
（一般県道）			
252	坂東菅生線	坂東市神田山 国道 354 号 (神田山交差点) から	常総市菅生町 主要地方道取手豊岡線 (菅生交差点) まで
	坂東市道岩 1 級 13 号線	坂東市岩井 国道 354 号 (岩井交番西交差点) から	坂東市辺田 国道 354 号 (辺田交差点) まで